

# (仮称) 福祉のまちづくり条例 構成案

## 1 目的

福祉的な支援が必要な市民もそうでない市民も、社会活動、地域活動、趣味の活動等に参画し、充実した人生を送ることができる社会の実現と、そうした活動等への参画を通じ、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、誰もが、住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持ち、安心して人生を謳歌できるような社会（地域共生社会）の実現を目指す。

## 2 福祉のまちづくりが目指す都市像

- (1) 誰もが個性や多様性が尊重され、快適に暮らせるまち
- (2) 誰もが社会活動・地域活動等への参画を通じて輝けるまち
- (3) 誰もが心身の健康保持が図られるまち
- (4) 地域が抱える課題を地域の支え合いにより解決することができるまち

## 3 福祉のまちづくりにおける支援対象者

高齢者、若年性認知症患者、難病等の難治性の疾病者、子ども及び子育て世帯、障がい者、生活困窮者、虐待及びDV被害者、LGBT・外国人・刑事施設の出所者等であることにより社会参画に支障がある者、社会的少数者、社会的孤立者、

## 4 基本的取組

- (1) 地域共生社会の理解促進（個性・多様性の尊重、支え合いの周知啓発）
- (2) 支援対象者に対する社会的バリア、不当な差別的取扱いを取り除く取組
- (3) 誰もが生きがいを持って人生を謳歌できるような社会づくりの取組
- (4) 支援対象者に対する包括的支援体制の整備（総合的な相談窓口の設置、対象者の把握、情報発信・提供、社会活動・地域活動への参画支援）
- (5) 市民の健康増進を促進するための取組（心身の健康保持、介護予防、認知症予防、子どもの健全育成）
- (6) 誰もが福祉に係わる活動に自ら取り組めるような環境整備の取組
- (7) 行政、福祉に関する事業者、地域福祉活動を行う団体等が、幅広く協力連携できる仕組みづくりの取組
- (8) 福祉に関わる事業者及び地域福祉活動を行う団体等の担い手の育成及び確保に関する仕組みづくりの取組

## その他 条例に基づく新規事業

### ○重層的支援体制整備事業

（令和3年4月1日施行の社会福祉法第106条の4に規定）